承認第5号

専決処分(南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例)の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

平成29年5月26日提出

南風原町長 城 間 俊 安

## 専決処分書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例を下記の理由により専決処分する。

平成29年3月31日

南風原町長 城 間 俊 安

## (専決処分した理由)

子ども・子育で支援法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第95号)が平成29年3月31日に公布された。この政令改正に伴い、南風原町立幼稚園保育料条例についても同年4月1日施行のために改正が必要であり、議会を招集する時間的余裕がないため専決処分する。

南風原町条例第 / 7 号

南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月3/日

南風原町長 秋 間後子

南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

以下、別紙のとおり

## 南風原町立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例

南風原町立幼稚園保育料条例(平成27年南風原町条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2階層Bの項第2子の欄中「1,500」を「0」に改め、同表第3階層Aの項第 1子の欄中「3,500」を「3,000」に改める。

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。